

兵庫医科大学動物実験委員会審査細則

(目的)

第1条 兵庫医科大学動物実験規程第26条に基づき、動物実験計画の申請等に用いる様式及び動物実験委員会（以下「委員会」という。）における動物実験計画の審査の方法等を定める。

(申請者)

第2条 動物実験計画の申請が可能な者（動物実験責任者）は、助教以上の本学教員とする。

(申請の様式)

第3条 新規動物実験計画の承認申請に用いる様式は、次のとおりとする。

- 1 通常（両生類・魚類を含む）の場合は、動物実験計画書（様式-1）を用いる。
 - 2 遺伝子組換え実験の場合は、動物実験計画書（様式-1 遺伝子組換え実験用）を用いる。
- ② 承認動物実験計画の変更申請に用いる様式は、次のとおりとする。
- 1 動物実験責任者の引き継ぎは、前項の様式を用いる。
 - 2 実験条件、使用動物種、投与試料等、実験の内容を大きく変更する場合は、前項の様式を用いる。
 - 3 動物実験実施者、使用動物の系統及び使用匹数の変更並びに、承認期限3年以内での実施期間の延長は、「動物実験計画変更願（様式-3）」を用いる。
- ③ 動物実験計画（変更を含む）の承認の通知に用いる様式は、「動物実験計画の審査結果について（様式-2）」を用いる。
- ④ 動物実験計画の終了又は中止に用いる様式は、「動物実験結果報告書（様式-4）」を用いる。

(委員会における審査の方法)

第4条 新規動物実験計画の審査の方法は、次の手順とする。

- 1 委員会（持ち回りを可とする）を開催し、審議する。
- 2 審議の結果、当該動物実験計画書の修正等を求める意見等があった場合は、当該箇所について、動物実験責任者に動物実験計画書の修正を求める。
- 3 修正した動物実験計画書の審査は、動物実験委員長、病態モデル研究センターの実験動物管理者及び意見を付した委員で審議する。ただし動物実験委員長または病態モデル研究センターの実験動物管理者より申請された動物実験計画である場合は、動物実験委員長または病態モデル研究センターの実験動物管理者のいずれかの職務を副委

員長が代行する（次項第1号の審議においても同様とする）。

4 審議の結果は、委員全員に報告する。

5 審議の結果を学長に報告する。

② 動物実験計画変更申請の審査の方法は、次のとおりとする。

1 学長の委任により、委員会が当該変更を承認又は非承認することとし、動物実験委員長及び病態モデル研究センターの実験動物管理者で審議する。ただし、同審議の過程で、変更内容が多面的な審査を要すると判断された場合は前項の審査方法とする。

2 審議の結果は、学長及び委員全員に報告する。

（改廃）

第5条 この細則の改廃は、動物実験委員会が行う。

附 則

この細則は、平成24年2月7日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2019年12月21日から施行する。